

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年2月5日

地方独立行政法人宮城県立こども病院
理事長 今泉 益栄

1 競争に付する事項

(1) 業務委託の内容

宮城県立こども病院院内植栽管理業務委託

(※業務詳細は別紙「宮城県立こども病院 院内植栽管理業務委託 仕様書」のとおり。)

(2) 契約期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで(3年間)

(3) 履行場所

仙台市青葉区落合四丁目3番17号

宮城県立こども病院

(4) 入札方法

入札については、上記契約期間(3年間)に係る委託金額の総額で行う。落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額(税抜金額)を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4規定に該当しない者であること。

(2) 宮城県から競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

(3) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされた者。

ロ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされた者。

(4) 宮城県入札契約暴力団等排除要項(平成20年11月1日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

イ 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

ロ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」

という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていたと認められるとき。

- (5) 過去5年間に東北地方の地方公共団体又は地方独立行政法人が発注した植栽管理業務を請け負った実績があること。
- (6) 強風、降雪などの影響による院内植栽の倒木や枯損に対して、即時に応急処置等の対応が可能であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の交付期間

令和7年2月5日（水）から令和7年2月14日（金）まで

- (2) この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に「業務実績報告書」を添付して提出しなければならない。落札者決定後、業務実績確認のため当該書類に関する説明及び関連資料の提出を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札書及び入札説明書、その他関係書類の交付方法

宮城県立こども病院ホームページ (<https://www.miyagi-children.or.jp/>) 内よりダウンロードすること。

(4) 問い合わせ先

〒989-3126 仙台市青葉区落合四丁目3番17号

宮城県立こども病院 事務部 総務課 菅野、千葉

電話 022-391-5111 電子メール info@miyagi-children.or.jp

(5) 入札及び開札の日時・場所

令和7年2月19日（水）10時00分から 宮城県立こども病院本館2階応接室

(6) 質疑及び回答

仕様書等について疑義がある場合は、別添質疑書に記載の上、上記（4）へ電子メールにより提出すること。質疑書の受付は、令和7年2月10日（月）正午までとし、回答は提出者に電子メールにより令和7年2月14日（金）に送付する。なお、回答により、別紙仕様書に追加または修正が生じた場合は、速やかにホームページ内に通知する。

4 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。

- (2) 入札保証金及び契約保証金は免除する。

- (3) 本公告に示した競争参加資格のない者が提出した入札書及び入札書において必要とされる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

- (4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法

入札書を提出した入札者であって、当院で作成した予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を第一交渉権者とする。その者と交渉が決着しなかった場合は、次順位者との契約交渉を実施する。

- (6) 詳細は、別紙入札説明書による。